

平成30年11月文京区議会定例議会提案事項

- 1 文京区心身障害者等福祉手当条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻3382頁）
 - (1) 提案理由 所得税法（昭和40年法律第33号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
 - (2) 改正内容
 - ア 所得税法の一部改正に伴う規定の整備（第3条第2項第1号）
「控除対象配偶者」→「同一生計配偶者」
 - イ その他規定の整備
 - (3) 施行期日 公布の日

- 2 文京区精神障害者福祉手当条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻3421頁）
 - (1) 提案理由 所得税法（昭和40年法律第33号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
 - (2) 改正内容
 - ア 所得税法の一部改正に伴う規定の整備（第3条第2項第1号）
「控除対象配偶者」→「同一生計配偶者」
 - (3) 施行期日 公布の日

- 3 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5725頁）
 - (1) 提案理由 後樂園駅前自転車駐車場を新設するとともに、駕籠町公園前自転車駐車場を廃止するため、提案する。
 - (2) 改正内容（別表第1）
 - ア 一時利用制自転車駐車場の新設
後樂園駅前自転車駐車場 東京都文京区春日一丁目15番
 - イ 定期利用制自転車駐車場の廃止
駕籠町公園前自転車駐車場 東京都文京区本駒込二丁目10番10号付近
 - (3) 施行期日 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、(2)イは、平成31年4月1日

4 文京区児童育成手当条例及び文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 所得税法（昭和40年法律第33号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 文京区児童育成手当条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻3220頁）
所得税法の一部改正に伴う規定の整備（第4条第2項第1号）
「控除対象配偶者」→「同一生計配偶者」
 - イ 文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻3473頁）
所得税法の一部改正に伴う規定の整備（第4条第1項第1号）
「控除対象配偶者」→「同一生計配偶者」
- (3) 施行期日 公布の日

5 訴えの提起について

- (1) 提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、提案する。
- (2) 相手方
主たる債務者（区立住宅に居住していた者）及び連帯保証人
- (3) 概要
主たる債務者は、文京区立根津一丁目住宅（以下「本件住宅」という。）に居住していた際の使用料及び共益費（以下「使用料等」という。）を長期にわたり滞納しており、区の再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかった。
このため、区は、本件住宅の使用料等について、主たる債務者及び連帯保証人に対し、平成30年6月29日を期限として連絡をするよう通知をしたが、主たる債務者及び連帯保証人は、当該期限を過ぎた後もこれに応じていない。
- (4) 請求の趣旨
 - ア 主たる債務者及び連帯保証人に対し、連帯して使用料等滞納分を支払うことを求める。
 - イ 訴訟費用は、相手方の負担とする。
 - ウ 仮執行の宣言を求める。
- (5) 訴訟遂行の方針
訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。

【参考】

使用料等滞納分 1, 191, 602円

6 文京区立白山交流館及び文京区立千駄木交流館の指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 区立白山交流館及び区立千駄木交流館の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設 文京区立白山交流館
文京区立千駄木交流館
 - イ 指定管理者 株式会社オーエンス
東京都中央区銀座四丁目12番15号
 - ウ 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年）

7 文京区立目白台交流館及び文京区立根津交流館の指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 区立目白台交流館及び区立根津交流館の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設 文京区立目白台交流館
文京区立根津交流館
 - イ 指定管理者 特定非営利活動法人ワーカーズコープ
東京都豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル
 - ウ 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年）

8 文京総合体育館等の指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 文京総合体育館外6施設の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設 文京総合体育館
文京スポーツセンター
文京江戸川橋体育館
文京区六義公園運動場
文京区後楽公園少年野球場
文京区小石川運動場
文京区竹早テニスコート
 - イ 指定管理者 東京ドームグループ・ミズノ共同事業体
構成員（代表者） 株式会社東京ドーム
東京都文京区後楽一丁目3番61号
構成員 株式会社東京ドームスポーツ
東京都文京区後楽一丁目3番61号
構成員 株式会社東京ドームファシリティーズ
東京都文京区後楽一丁目3番61号
構成員 美津濃株式会社
大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号
 - ウ 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年）

9 文京区立肥後細川庭園の指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 区立肥後細川庭園の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設 文京区立肥後細川庭園
 - イ 指定管理者 肥後細川庭園パークアップ共同体
構成員（代表者） 一般財団法人公園財団
東京都文京区関口一丁目47番12号
構成員 西武造園株式会社
東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
 - ウ 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年）

10 文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館の指定管理者の指定について

(1) 提案理由 区立根津児童館及び区立目白台第二児童館の指定管理者を指定するため、提案する。

(2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間

ア 公の施設 文京区立根津児童館

文京区立目白台第二児童館

イ 指定管理者 特定非営利活動法人ワーカーズコープ

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル

ウ 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年）